家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十五号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第二十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条第一項中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「都道府県内」を「都道府県の区域内」に、「都道府県知事」を「都道府県の知事」に改め、同条第二項中「（卸売業者を除く。）」を削り、同条第五項中「及び第二項本文」を「、第二項本文、第三項本文及び第四項本文」に改め、「内閣総理大臣に関する規定」の下に「（法第四条第二項及び第四項並びに第十九条第五項の規定を除く。）」を、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に報告しなければならない。

第四条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に協議しなければならない。

第四条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務のうち、販売業者でその主たる事務所及び店舗が一の市の区域内のみにあるものに関するものは、同項の規定にかかわらず、当該市の長が行うこととする。ただし、法第四条第三項の規定に基づく公表及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務にあつては、消費者庁長官又は当該市を包括する都道府県の知事が自らその事務を行うことを妨げない。

4　第二項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務のうち、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫で市の区域内にあるものに関するものは、同項の規定にかかわらず、当該市の市長が行うこととする。ただし、消費者庁長官又は当該市を包括する都道府県の知事が自らその事務を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の家庭用品品質表示法施行令（以下「旧施行令」という。）第四条第一項の規定により都道府県知事に対してされている家庭用品品質表示法（以下「法」という。）第十条第一項の規定による申出で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において当該申出に係る行政事務を行うべき者が市長となるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後の家庭用品品質表示法施行令（以下「新施行令」という。）の適用については、新施行令第四条第三項の規定により市長に対してされた法第十条第一項の規定による申出とみなす。

2　施行日前に旧施行令第四条第一項の規定により都道府県知事に対し法第十九条第二項の規定による報告をしなければならないとされている事項のうち新施行令第四条第三項の規定により市長に対して報告をしなければならないこととなるもので、施行日前にその報告がされていないものについては、施行日以後は、これを、同項の規定により市長に対して法第十九条第二項の規定による報告をしなければならないとされた事項についてその報告がされていないものとみなして、新施行令の規定を適用する。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三三まで」を「三〇まで、三二及び三三」に改める。

附則第三項中「三三まで」を「三〇まで、三二、三三」に改める。

別表第二の二八の項中「、麦ぬか、魚粉及び魚かす」を「及び麦ぬか」に改める。

別表第二の二九の項中「配合飼料」を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料」に改める。

別表第二の三〇の項中「はっかの種根及び苗並びに」を削る。

別表第二の三一の項を次のように改める。

三一	削除

別表第二の三二の項中「、かば」を削る。

別表第三の二中「リベリア」の下に「、リビア」を加え、「、シエラレオネ」を削る。

別表第七の三の項中「、三一」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定は、同年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修